

令和 8 年度埼玉県梨新品種ブランディング支援業務委託

仕 様 書

- この仕様書は、企画提案書作成用である。
- 企画提案競技後、埼玉県は契約先候補者と協議を行い、協議が整った場合は仕様書を契約先候補者の企画提案内容に合わせ修正の上、契約を締結する。

第 1 委託業務名

令和 8 年度埼玉県梨新品種ブランディング支援業務委託

第 2 契約期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 19 日まで

第 3 業務の目的等

埼玉県では、県の研究機関である農業技術研究センター 久喜試験場において、埼玉県オリジナル梨品種「彩玉」に続く梨の新品種の育種研究を進め、令和 6 年 5 月 20 日に「彩姫（さいひめ／系統番号：0708）」及び「彩彦（さいひこ／系統番号：1208）」が品種登録出願公表された。

新品種「彩姫」及び「彩彦」（以下「新品種」という。）については、令和 6 年度から令和 8 年度にかけて、試験場内での試験及び現地栽培試験を行いながら、栽培適地の確認や栽培管理データを収集しているところであり、今後、直売や出荷などでの販売開始を予定している。梨は本県の基幹果樹であり、新品種の導入により、如何に県内農業者の所得向上に繋げていくかが課題となっている。

そこで、本業務では、新品種の今後の販売開始に向けて、県として新品種それぞれのブランディング戦略の策定を行うために必要な支援を行うことを目的とする。

第 4 概要

(1) 埼玉県の梨生産等

- 埼玉県の梨生産は、栽培面積は約 310ha（全国 9 位／農林水産省：令和 6 年産果樹生産出荷統計）、産出額は 24 億円（全国 11 位／農林水産省：令和 5 年産農業所得統計）となっている。県内の果樹産出額のうち、梨は半数を占めており、本県果樹の主力品目として、県東部や北部を中心に県内各地で生産されている。
- 品種構成としては、幸水（184.3ha／約 55%）、豊水（65.2ha／約 19%）、彩玉（50ha／約 15%）、新高（17ha／約 5%）、あきづき（14ha／約 4%）、新興（6.3ha／約 2%）などとなっている（農林水産省：令和 4 年産特産果樹生産動態等調査）。
- 系統出荷・直売いずれも行われており、直売の比率がやや高いと思われる。
- 「彩玉」は、埼玉県の農林総合研究センター 園芸研究所（現 農業技術研究センター 久喜試験場）で開発したオリジナル品種であり、平成 17 年 2 月 7 日に品種登録

された。同品種の開発当時、県内では「幸水」の栽培が多くの割合を占めており、収穫などの管理作業が一時期に集中するといった課題があった。また、埼玉県は首都圏に位置し、人口700万人（当時）を抱える大消費地であり、梨の販売について、従来の系統出荷体制から、「地の利」を生かした直売の比率が年々増加していた。

そこで、従来の品種とは熟期が異なり、かつ、直売にも適した特徴ある品種への生産者ニーズの高まりに応えるため、新品种の育種に着手し、埼玉県としては初めてとなるニホンナシ新品种として誕生したのが「彩玉」である。

- ・ 「彩玉」は、平均果重 550～600 g と大玉であり、果肉は軟らかく、シャリ感がある。糖度が高く、酸味が少ないため、ジューシーでみずみずしい甘さが特徴である。また、埼玉県の生産者のみが栽培できる。

※ 系統出荷での出荷規格及び販売単価等は、契約締結後に、可能な範囲内で情報共有する予定。

- ・ （一社）日本野菜ソムリエ協会が開催した「第2回全国梨選手権」（令和5年9月6日開催）では、県内生産者が出品した「豊水」が最高金賞を受賞し、「彩玉」も入賞を受賞した。

「第3回全国梨選手権」（令和6年9月11日開催）では、「彩玉」が最高金賞を受賞した。入賞以上の上位16品中、7品を埼玉県の生産者が受賞し、埼玉県が最多の受賞を記録した。

「第4回全国梨選手権」（令和7年9月3日開催）では、「彩玉」が金賞・銅賞を受賞するとともに、入賞以上の上位13品中、6品を埼玉県の生産者が受賞し、埼玉県が3年連続で最多受賞を記録するなど、埼玉県産梨の美味しさが高く評価されている。

<「彩玉」の品種特性など>

| | | | |
|--------------------|---------------|------------------|---|
| 交 配 | 新高（母親）×豊水（父親） | | |
| 育成経過 | 播種 | 昭和 60 年 | |
| | 初結実 | 平成 5 年 | |
| | 出願年月日 | 平成 14 年 2 月 18 日 | |
| | 品種登録出願公表 | 平成 14 年 8 月 13 日 | |
| | 品種登録 | 平成 17 年 2 月 7 日 | |
| 収 穫 期 | 8月下旬～9月初旬 | | |
| 10a 当たり収量 (肌感覚) | 3.5～4 t | | |
| 果実の形 | 扁円 | 甘味 | 高 |
| 果実の大きさ | 大 | 酸味 | 弱 |
| 果肉の色 | 白 | 渋味 | 無 |
| 果肉の硬さ | やや軟 | 香気 | 少 |
| 果肉の粗密 | 中 | 果汁の多少 | 多 |

※ 「果実の形」～「果汁の多少」は、農林水産省 品種登録ホームページの品種登録データを引用。

(2) 新品種の育種経緯

- 埼玉県が開発した「彩玉」は、大玉で高糖度な中生品種であり、日本野菜ソムリエ協会が開催する「全国梨選手権」でも最高金賞他を受賞するなど、美味しさで高い評価を受けている。

一方、収穫期間が8月中旬から9月初旬と短く、梨の需要が高まる盆前には間に合わないといった課題があった。また、直売経営を中心に、特徴がある品種の導入も求められており、販売期間の拡大が可能となる新品種への生産者ニーズが高まっていた。

そこで、「彩玉」の食味の良さを引き継ぎつつ、収穫期が主要品種「幸水」よりも早く、埼玉県独自の品種として有利販売が可能となる良食味の育種を目標として、新品種の育種研究を行った。

- その結果、「彩姫」及び「彩彦」が誕生し、令和6年5月20日に「彩姫（系統番号：0708）」及び「彩彦（系統番号：1208）」が品種登録出願公表された。また、令和6年9月9日にそれぞれ「彩姫」（登録番号：第6842338号）及び「彩彦」（登録番号：第6842339号）として商標登録された。

なお、「彩姫」及び「彩彦」の名称は、庁内公募により名称案を募集して決定したものであり、「彩玉」を親に持つこと等の意味を持っている。

(3) 新品種の品種特性等

新品種それぞれの概要については、以下のとおり。

ア 「彩姫」について

- 「彩姫」は、「筑水」を母（種子）親、埼玉県育成「彩玉」を父（花粉）親として人工交配を行った組合せから育成されたニホンナシ系統である。
- 「彩姫」は、収穫期が7月下旬～8月上旬の赤ナシで、主要品種「幸水」より早生の品種である。肉質は軟らかく滑らかで、糖度は「幸水」より安定して高く、甘みが強く酸味はほぼない。
- 主要品種「幸水」より早生の品種としては、「はつまる」などがあるが、一般に定着している品種は無いといってよい。そのため、この時期に収穫できる良食味の品種として定着することによって、新たな需要の喚起に繋がるのが期待できる。また、「彩姫」が定着することにより、埼玉県オリジナル品種として特徴がある品種の販売期間の拡大に繋がる。
- 「彩姫」及び「彩彦」が定着することにより、既に普及している「彩玉」と合わせて、「彩姫」（7月下旬～8月上旬）→「彩彦」（8月上旬～8月中下旬）→「彩玉」（8月下旬～9月初旬）と、7月下旬から9月初旬までの梨の消費最盛期において、埼玉県オリジナル品種でのリレー販売が可能となる。

イ 「彩彦」について

- 「彩彦」は、「彩玉」を母（種子）親、「多摩」を父（花粉）親として人工交配を行った組合せから育成されたニホンナシ系統である。
- 「彩彦」は、収穫期が8月上旬～中下旬の赤ナシで、ジベレリン処理をした「幸

水」とほぼ同時期に収穫されるため、盆前需要にも対応できる。

- ・ 果肉は軟らかく、程よいシャリ感があり、「幸水」よりやや大きい。糖度も安定して高く、わずかな酸味を有していることから、濃厚な味わいを感じることができる。
- ・ 「幸水」は、黒星病や萎縮症に弱いこと、収量性がそれほど高くないため、収益性が低いなどの課題があるものの、ニホンナシの国内生産で最大シェアを占める品種である。

一方、「彩彦」は、「幸水」よりも収量が多く、かつ、大玉で揃いもよく、栽培しやすいことから、「幸水」の一部を代替する品種として定着させることにより、収量の増大等に繋がり、収益性の向上が期待できる。また、「彩彦」が定着することにより、埼玉県オリジナル品種として特徴がある品種の販売期間の拡大に繋がる。

- ・ 「彩彦」及び「彩姫」が定着することにより、既に普及している「彩玉」と合わせて、「彩姫」（7月下旬～8月上旬）→「彩彦」（8月上旬～8月中下旬）→「彩玉」（8月下旬～9月初旬）と、7月下旬から9月初旬までの梨の消費最盛期において、埼玉県オリジナル品種でのリレー販売が可能となる。

| 区 分 | 彩姫（さいひめ） | 彩彦（さいひこ） |
|------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 交 配 | 筑水（母親）×彩玉（父親） | 彩玉（母親）×多摩（父親） |
| 育成経過 | 播種 平成 21 年 | 播種 平成 21 年 |
| | 初結実 平成 26 年 | 初結実 平成 26 年 |
| | 品種登録出願 令和 6 年 1 月 12 日 | 品種登録出願 令和 6 年 1 月 12 日 |
| | 品種登録出願公表 令和 6 年 5 月 20 日 | 品種登録出願公表 令和 6 年 5 月 20 日 |
| 収 穫 期 | 7月下旬～8月上旬 (幸水より早い) | 8月上旬～中下旬 (ほぼ幸水と同じ) |
| 10a 当たり 収量 (肌感覚) | 2～2.5t | 3～3.5t |

(参考) 新品種の育種担当者について

- ・ 新品種の育種を担当した一人である島田 智人は、平成 3 年 4 月に埼玉県園芸試験場果樹部に配属された。
- ・ 以来、一貫してニホンナシの栽培・育種研究に関する業務に携わり、「彩玉」の開発も担当していた。

(参考) 「幸水」について

- ・ 「幸水」は、全国のニホンナシ生産のうち約 4 割（農林水産省：令和 4 年産特産果樹生産動態等調査）を占める主要品種であり、全国各地で生産されている。
- ・ 「日本の品種はすごい うまい植物をめぐる物語」(中公新書 竹下 大学著)によると、当初、黒星病に弱いことや収量が劣ること等から、「幸水」は普及が進まなかった。しかし、早生の品種に見出した埼玉県の農業試験場・生産者の試行錯誤により、栽培方法の確立がなされ、全国に広まったとされている。

(4) これまでの動き

- ・ 新品種については、令和6年5月20日に品種登録出願公表された。
- ・ 令和6年度から令和8年度にかけて、試験場内での試験及び現地栽培試験を行い、栽培適地の確認や栽培管理データを収集し、栽培管理のマニュアル作成などを進めている。
なお、令和7年度までにおいては、生産された果実の全量を試験研究用に供したことから、現地栽培試験を行う生産者も食味の確認ができていない。
- ・ これまで、県内生産者向けの試食会を数度実施している(一部の生産者のみ参加)。

(5) 今後のスケジュール

- ・ 令和8年度においては、現地栽培試験などと並行して、今後の販売開始に向けて、県として新品種それぞれのブランディング戦略を策定する。
- ・ 令和9年度においては、策定したブランディング戦略に基づき、新品種それぞれのブランド・シンボルの開発を行う。
- ・ 令和9年度以降、徐々に新品種の販売・普及が拡大することに合わせて、新品種のお披露目や消費者・実需者等向けのプロモーションを展開する。

(6) 新品種を目指す大まかな方向性・強み

- ・ 新品種については、種苗法に基づき生産区域を制限し、いずれも埼玉県内の生産者のみが栽培できることとする。新品種の導入により、県内農業者の所得向上に資することを目指していることから、「彩玉」並みの高単価で販売できることを目指す。
なお、新品種については、県として販売チャネル(直売や市場出荷など)をいずれかに限定して普及させることは考えていない。
- ・ 「彩姫」については、主要品種「幸水」よりも早生の品種であり、7月下旬から収穫が始まる。甘みが強く、酸味はほぼなく食味は良好である。そのため、「幸水」に先駆け、本格的に始まる夏前に味わうことができる、埼玉県オリジナルの品種として定着が期待できる。
- ・ 「彩彦」については、主要品種「幸水」(ジベレリン処理)と同時期に収穫が始まり、盆前需要に対応できる。甘みに加え、わずかな酸味があることから、濃厚な味わいを感じることができる。そのため、盆前の需要最盛期において、埼玉県オリジナルの品種として定着が期待できる。
- ・ 「彩姫」及び「彩彦」が定着することにより、県オリジナル品種として、「彩姫」(7月下旬～8月上旬)→「彩彦」(8月上旬～8月中下旬)→「彩玉」(8月下旬～9月初旬)と、7月下旬から9月初旬までの梨の消費最盛期において、埼玉県オリジナル品種でのリレー販売が可能となる。

第5 業務の内容

1 新品種のブランディング戦略の策定支援

- ・ 「第3 業務の目的等」及び「第4 概要」を踏まえつつ、新品種の販売開始に向け

て、新品種それぞれのコアコンセプトやブランドストーリーの検討・策定、ポジショニングの整理、ターゲット設計などブランディング戦略の策定に向けた支援を行うこと。

- ・ ブランディング戦略の策定に向けた実施内容・実施スケジュールの作成など、本業務を効果的かつ確実に実施するための全体計画を作成すること。また、全体計画を踏まえ、本県と共に、農業団体、産地などとも連携の上、本業務の運営を行うこと。
- ・ ブランディング戦略の策定支援に当たっては、新品種の今後の流通の在り方（直売や市場出荷など）や販売形態なども考慮する必要があることから、県担当者のみならず、県の育種担当者や生産者、農業団体などとも綿密なヒアリングや認識のすり合わせなどを行うこと。

なお、県内部の関係者や生産者、関係団体等との連携に当たっては、担当課により一定の調整が可能であること。

- ・ ブランディング戦略の策定支援に当たっては、マーケティング実務の経験者など適当な人材を起用すること。
- ・ 実需者や消費者、専門家（野菜ソムリエなど）などを対象として、新品種の食味などの評価を把握する消費者等調査を行い、必要に応じて、当該評価をブランディング戦略の策定に係る基礎材料として活用すること。

なお、令和8年度においては、現地栽培試験で収穫された果実の全量を県が買い取ることとしており、主に試験研究などに使うほか、それぞれ 100 玉程度を本業務に活用できる見込みであること。

また、消費者等調査の実施に当たっては、冷蔵保存により、同一時期に合わせることもできるが、他品種と比較した方が特徴が分かりやすい、あるいはそれぞれの適期に食味を確認した方が望ましいという考え方もある。そのため、実施方法等の詳細については、契約締結後に本県と協議の上で決定すること（会場費については、本県側で費用負担できる場合がある。）。

- ・ 今後、新品種の紹介等に活用できるよう、新品種それぞれの素材写真又は動画の撮影を行うこと。素材写真又は動画については、例えば県ホームページでの紹介、メディアから提供依頼があった場合の対応、生産者への提供等を想定しているため、必要なカット（樹上、正面、断面など）を撮影すること。

撮影場所については、農業技術研究センター 久喜試験場（無償で使用可）を想定しており、撮影に必要な備品等は受託者にて用意すること。

<提案を求める内容等>

- ・ 新品種のブランディング戦略の策定に向けた実施内容、実施スケジュール、消費者等調査の内容など、本業務の全体計画・運営方針、運営体制を提案するとともに、これらの内容に関する考え方・狙いを示すこと。

2 自由提案

- ・ 本業務の目的を達成するため、予算の範囲内で上記に含まれない業務等が実施できる場合は、積極的に提案すること。

第6 成果物の納品

本業務の成果物は次のとおりとし、詳細は本県と協議の上で決定すること。

(1) 成果物

- ・ 業務完了報告書
- ・ 新品種それぞれのブランディング戦略に係る資料
- ・ 消費者等調査に係る資料
- ・ 新品種それぞれの素材写真等のデータ（写真の場合は png 及び jpeg、動画の場合は mp4 など）
- ・ 議事録
- ・ その他本業務において作成し、又は取得したもので本県が指示するもの

(2) 納品方法・場所

本県が指定する方法（ファイル送受信システムなど）により、電子データ（文書は pdf のほか、ワード・エクセル・パワーポイントなど編集可能な状態）により担当課まで提出すること。

第7 その他共通事項

- ・ 新品種に関する情報には、審議・検討中の内容など非公開とすべき情報が含まれる場合があるため、誤解や混乱を招くことのないよう、その取扱いに十分注意すること。また、新品種に関して、業務の履行に伴い知った、又は知り得た情報については、関係者以外に漏洩してはならず、関係者間であっても、情報共有などをする場合は本県の確認を得ること。
- ・ 本業務の実施について、本県でもパブリシティなどにより広報等を行う場合は、必要な情報や素材提供を行うなど、本県と連携・協力を図ること。
- ・ 本県において、関係団体等に対して、業務実施に係る申請や届出等を行う必要がある場合は、書類の作成などに必要な協力を行うこと。
- ・ 本業務の実施に起因して事故・トラブル等が発生した場合、適宜本県と情報共有等を行いつつ、受託者は誠意をもって、当該事故・トラブル等の解決に向けて必要な対応を行うこと。
- ・ 本業務の確実な実施に向け、綿密な打合せを行うこと。また、打合せ後は、本県の指示に基づき議事要旨を作成・提出すること。
- ・ 本業務に関わる責任者及び担当者は、本業務の趣旨や内容を十分に理解し、業務遂行に必要な知識と経験を有する者を配置すること。また、本業務の準備・実施に十分な人員を確保・配置すること。
- ・ 印刷用紙等については、埼玉県グリーン調達・環境配慮契約推進方針 (<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0501/green/g-houshin.html>) に適合するよう努めること。
- ・ 各種感染症の流行状況等を踏まえ、適切な対応を図ること。
- ・ 実施内容の詳細については、提案内容を基本にしつつ、本県の意向を踏まえ協議・調整を行った上で決定するものとする。また、本業務の遂行に当たって、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容、疑義が生じた場合等については、本県と協議の上で取扱いを決定することとする。

第8 成果物に関する権利の帰属等

- 本件受託において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意すること。
- 本業務の履行に伴い発生する成果物等に対する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、全て県に帰属する。また、受託者は、本業務の履行に伴い発生する成果物等に対する著作者人格権を行使しないものとする。
- 本業務の履行に際して、映像、イラスト、写真等について第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続や使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。
- 受託者が保有している著作物、ノウハウ、技術等に関する権利については、受託者に留保されるものとするが、本業務の目的に必要な範囲内で、無償かつ非独占的な利用を許諾すること。
- 本業務でプロモーション素材を制作等する場合は、本業務完了後においても、本県が継続して使用できるよう、肖像権等の権利関係の許諾や追加費用が発生しないものとする。
- 受託者は、本業務で制作する著作物が第三者の著作権、プライバシー権、名誉権、パブリシティ権その他いかなる権利をも侵害しないことを保証すること。万一、著作物に関して、第三者から権利の主張、異議、苦情、対価の請求、損害賠償の請求等がなされた場合、受託者は自らの責任と費用負担においてこれを処理解決するものとし、本県に一切の迷惑損害を及ぼさないものとする。